

令和3年6月3日
(公印省略)

臨時休園することになった保育園に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者さま

荒川区長 西川 太一郎

新型コロナウイルス感染者の発生に伴う臨時休園について

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和3年5月26日(水)に、区内私立仁風保育園に在籍する園児及び職員が新型コロナウイルスに感染したことが確認され、その後も多数の感染者が確認されています。

保育士も多数の感染が確認され、感染した保育士は長期間の治療及び療養が必要であり、保育の実施体制の確保が困難な状況にあることから、臨時休園期間を6月20日(日)まで延長することといたしました。

あわせて、6月21日(月)以降についても、通常通りの保育の実施が困難であることから、6月21日(月)から6月30日(木)までの期間は、保護者全員が勤務先に出勤せざるを得ない状況にあり、且つ他に子どもを預ける先がなく、保育の必要性がある世帯のみの保育に限らせていただくことといたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、区の臨時休園等の趣旨をご理解いただき、臨時休園期間中及び応急保育期間中、保育園等に在籍する児童の保護者の勤務について、テレワークによる在宅勤務や自宅待機、特別休暇などが可能となるよう社内就労規定を適用していただくなど、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

ただし、状況によっては臨時休園期間を延長する場合がありますので、併せてご注意ください。